

市会議第1号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年3月19日提出

提出者 市会運営委員会委員長 巻野 渡

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総合企画局，総務局，理財局」を「行財政局，総合企画局」に改め，同条第2号中「環境局」を「環境政策局」に改める。

附 則

この条例は，平成21年4月1日から施行する。

提案理由

京都市事務分掌条例の一部改正に伴い，常任委員会の所管を改める必要があるので提案する。